

**「令和8年度岡山県介護生産性向上総合相談センター運営事業業務委託」の
参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示**

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

令和8年3月4日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、岡山県介護生産性向上総合相談センターを運営するため業務委託により行うものであり、公益財団法人介護労働安定センター岡山支部を契約の相手方とする契約を行う予定としているが、公益財団法人介護労働安定センター岡山支部以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、下記「6 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合は、公益財団法人介護労働安定センター岡山支部との契約手続きに移行する。

なお、「6 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合にあつては、公益財団法人介護労働安定センター岡山支部と当該応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

令和8年度岡山県介護生産性向上総合相談センター運営事業業務

3 業務目的

本事業は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項において、都道府県に対し、介護サービス事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう助言及び援助を行うよう務めることが求められており、国の介護生産性向上推進総合事業実施要綱に基づき、県内の介護現場の課題に即した対応方針や計画を有識者等で構成する「岡山県介護現場革新会議」において計画し、相談や必要な支援等を行うことにより、介護現場の生産性向上や人材確保の取組を推進させ、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

別添「令和8年度岡山県介護生産性向上総合相談センター運営事業実施要領」のとおりとする。

5 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

6 応募要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な技術を有し、必要な人材を確保していること。
- (3) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。
- (4) 公共団体の実施する事業を受託し、誠実に履行した実績を有する岡山県内に本店、支店又は営業所、事務所がある団体であること。

7 手続き等

(1) 担当部課

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長寿社会企画班

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話 086-226-7326

FAX 086-224-2215

(2) 応募書類の入手方法

令和8年3月4日（水）から令和8年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記（1）の担当部課において配布する。

また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

（配布書類）

- ・業務企画提案説明書
- ・参加意思確認書（様式第1号）
- ・業務企画提案書（様式第2号）

(3) 参加意思確認書の提出期間等

ア 提出期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

8 審査基準

(1) 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意志確認書を審査し、上記6の応募要件を満たしていること。

(2) 業務企画提案書の審査基準

別途設置する審査委員会において、提出書類及び添付資料により審議を行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。選考基準は以下のとおりで、これにより各公募申請について相対的に評価し、委託先を決定する。

I 実施主体

1. 財務
2. 関連する実績等
3. 実施体制等

II 事業内容

1. 岡山県介護生産性向上総合相談センターの運営
2. 岡山県介護現場革新会議の開催

3. モデル事業所等へのサポート

4. その他の企画

Ⅲ 経費（経費見積）

9 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

10 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合等特殊な事情がある場合には、委託契約の締結ができないことがある。

11 その他の留意事項

- (1) 当該事業に係る予算が議会において議決されることを契約締結等の条件とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期間中に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定しない旨の通知を受けた者は、業務企画提案書を提出することができない。
- (4) 参加意思確認書及び業務企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7（1）に同じ。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (8) 提出期限後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、これを認めない。
- (9) 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

以上公示する。